

事業主の皆様へ

求職活動支援書の 作成・交付義務について

○「事業主都合の解雇等」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職予定の高年齢者等（45歳以上65歳未満）が希望するときは、「**求職活動支援書**」を作成し、本人に交付することが、高年齢者雇用安定法により事業主に義務付けられています。

○「**求職活動支援書**」とは、高年齢者等の職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を記載した書面です。

厚生労働省／都道府県労働局／ハローワーク／

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構／都道府県高年齢者雇用開発協会